参考資料3

茅ヶ崎市青少年問題協議会要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、茅ヶ崎市青少年問題協議会規則（平成１０年茅ヶ崎市第４８号。以下「規則」という。）に規定する茅ヶ崎市青少年問題協議会の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　規則第３条第３項第１号に掲げる市議会の議員は、次に定めるところによる。

（１）議長

（２）文化教育常任委員会委員長

２　規則第３条第３項第２号に掲げる関係団体の代表者は、次に定めるところによる。

（１）茅ヶ崎・寒川地区保護司会の代表者

（２）茅ヶ崎市民生委員・児童委員協議会の代表者

（３）茅ヶ崎市子ども会連絡協議会の代表者

（４）茅ヶ崎市青少年指導員連絡協議会の代表者

（５）茅ヶ崎市ＰＴＡ連絡協議会の代表者

（６）茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会の代表者

（７）茅ヶ崎市青少年育成推進連絡会議の代表者

（８）市内の大学の学生の代表者

３　規則第３条第３項第４号に掲げる関係行政機関の職員は､次に定めるところによる。

（１）市内の県立高等学校長の代表者

（２）茅ヶ崎警察署長

（３）神奈川県中央児童相談所長

４　規則第３条第３項第５号に掲げる市の職員は、次に定めるところによる。

（１）主管の副市長

（２）教育長

（３）教育長職務代理者

（４）社会教育委員会議議長

（５）市立の小学校長の代表者

（６）市立の中学校長の代表者

附　則

この要綱は、平成１１年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年７月１日から施行する。